

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（全面マスク着用を不要とするエリア内のマスク着用基準の変更）に係る面談
2. 日時：令和3年4月2日（金）13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
大辻室長補佐、高松専門職、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）
5. 要旨
 - 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、12月7日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 福島第一原子力発電所構内の現行の各マスク着用基準について
 - 昨年11月に周辺防護区域が設定されたことによる汚染拡大リスク低減について
 - 変更によりマスク着用基準を4区分に分けた後の各区分のマスク着用の基準及び運用について
 - Gゾーン及びYゾーンにおけるマスク着用と変更後のマスク着用基準との関係について
 - 原子力規制庁は、上記説明を確認した。
6. その他
資料：福島第一原子力発電所構内における全面マスク着用不要とするエリアの設定並びに運用の変更について